

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第1回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会
2. 開催日時	令和3年12月20日（月） 午後2時～午後4時15分
3. 開催場所	松阪市上川町212番地1 ワークセンター松阪 勤労者総合福祉センター 2階研修室
4. 出席者氏名	（委員）◎ 笠原正嗣、○ 別府孝文、鈴木史彦、川口正人、 西山隆明、中田順也、松葉恵実、辻充代（◎委員長 ○副委員長） （事務局）産業文化部 内山部長、 商工政策課 若山課長、佐々木係長、永田主任、 ワークセンター松阪 岩出副館長、山村主任
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市産業文化部商工政策課ワークセンター松阪 TEL 0598-29-6510 FAX 0598-29-6514 e-mail work.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

1. 松阪市勤労者総合福祉施設の現状と課題について
2. 同様の施設における県内の状況について
3. その他

### 議事録

別紙

## 第1回松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会議事録概要

日 時：令和3年12月20日（月）14:00～16:15

場 所：ワークセンター松阪 勤労者総合福祉センター 2階 研修室

出 席：笠原 正嗣（皇學館大学 現代日本社会学部 教授）（委員長）

別府 孝文（三十三総研 調査部長、主席研究員）（副委員長）

鈴木 史彦（松阪多気地区労働者福祉協議会会长（教職員組合松阪支部・支部長）

川口 正人（松阪商工会議所事務局長）

西山 隆明（松阪公共職業安定所 総括職業指導官）

中田 順也（社会福祉法人 まつさか福祉会生活介護事業所 向野園 管理者）

松葉 恵実（講師代表）

辻 充代（利用者代表）

### 【事務局】

内山産業文化部長、商工政策課（若山課長、佐々木勤労消費者係長、永田主任）

ワークセンター松阪（岩出副館長、山村主任）、松阪市勤労サービスセンター

（平松課長、小杉主任）

1. 委嘱状の交付 内山産業文化部長より交付

2. 挨拶 内山産業文化部長より挨拶

3. 委員及び事務局自己紹介

4. 松阪市勤労者総合福祉施設あり方検討委員会設置要綱について 事務局より説明

5. 正副委員長の選任について 委員長に笠原委員、副委員長に別府委員を選任

6. 正副委員長挨拶

7. 質問 内山産業文化部長より笠原委員長に質問

8. 議題「松阪市勤労者総合福祉施設における管理運営を含めた今後の施設のあり方について」  
笠原委員長より議事進行

（事務局より）

資料3「松阪市勤労者総合福祉施設の現状と課題について」により松阪市勤労者総合福祉施設  
の現状と課題について説明。

資料4「同様の施設における県内の状況について」により県内の類似施設の状況について説明

**【委員長】**

過去 5 年間の利用状況とあるが、平成 28 年度以前の状況はどうだったか。

**【事務局】**

平成 3 年に開館してそのころは 4, 5 万程度。平成 20 年度に 13 万人の利用があり、そこから徐々に減って 9 万人の状況に推移してきた。

**【副委員長】**

令和 2 年度はコロナ禍であり、ワークセンター松阪を利用したくてもできない状況があった。施設提供として実際使用できなかつた日数は。

**【事務局】**

実際講座をはじめたのが 7 月から。貸館共にすべて休止。4 月から 6 月までで、7 月から講座等始めた。

**【委員長】**

実際の利用状況と合わないところがあるとあるが、施設の利用資格者と実際の使用者との乖離。そういったことが明確化したのはいつ頃からか。

**【事務局】**

勤労者総合福祉センターと勤労者体育施設は雇用保険法に規定されているそれぞれの被保険者等になったことは、松阪市と雇用促進事業団とが一緒に施設を造った経緯があり、このような形で利用資格になっている。勤労青少年ホームに関しては、勤労青少年の定義は法律で明確に定まっていないが、多くの勤労青少年ホームが 35 歳未満の勤労青少年を利用資格としていたようだ。特に雇用保険法に関する規定については平成 20 年にこの縛りが一応無くなつたが、私どもの規則では利用資格として規定している。特に施設を利用する申請の段階で利用資格に該当するかどうかのチェックはされていたが、当然申請者以外の方々に関しても広くご利用いただきおり、現状として施設を利用するすべての方に対しチェックを徹底することは実務上難しい。

**【委員】**

使用料のことについて労働組合は別ですと言われたが、もう少し詳しく教えていただきたい。

**【事務局】**

昨年市のすべての公共施設の使用料を一定の基準にもと改定した。今までの施設の使用料というのは、それぞれの施設ができた背景や、場所に応じて設定しているが、適正なものかどうか議論を重ねて市の施設の使用料のあり方の答申をいただいた。答申に基づいて使用料を改定

した。改定は令和4年4月1日から。あわせて減免も全額免除なり半額免除になる基準を整理した。使用料を下げる場合には減免の基準による対応となる。ワークセンター松阪の現状の使用料は、通常の料金の5分の4を使用料として設定されている。これは当時の雇用促進事業団の関係で、勤労者に特に利用していただくといった背景のもとで設定されたものだと推測される。個人使用における使用料に関しては新しい基準に従っていくことになる。労働組合に関しては、ワークセンター松阪の成り立ちの経緯も踏まえ、労働組合の使用については基本となる使用料の4分の1から2分の1に使用料負担を従来よりも上げる形で設定している。

**【委員】**

部屋を借りるのに、お金を取るのであれば借りられないと聞いた。今でもそうか。

**【事務局】**

営利目的と判断すれば今も貸館はお断りしている。

**【事務局】**

伊勢市と津市に関しては指定管理という直営ではない運営手法である。施設内容の面積は松阪市の約半分。施設使用料収入に関しては松阪市の約2倍。コロナ禍以前はもっと使用料収入が上がっている。両施設とも営利目的もOKにしている。この事例も含めご議論をいただきたい。

**【委員】**

使用料を払うのに営利があっても良いのにといった声を聞いたのでちょっと聞かせてもらった。

**【事務局】**

おそらく雇用促進事業団と松阪市で勤労者の福祉の向上と文化の向上の観点で営業は禁止といった状況があった。現状は多くの事業所や市民の方に利用していただいているので、指定管理の運営方法も含めてご議論いただきたい。

**【委員長】**

直営ということで営利と相反する部分があり、それが変われば営利使用も考えられるということか。

**【事務局】**

どちらかというとこの施設の成り立ちによる。例えば商工政策課の所管に産業振興センターという施設がある。この施設は営利目的の使用も可能で、営利目的の場合は、平日が1.5倍、日曜・祝祭日が1.7倍の使用料となっている。産業振興センターは直営であり、施設の目的

が「地域産業の振興を図る」ための施設となっている。

【委員長】

今回は見直しで営利ということへ踏み込むことを考えるのか。

【事務局】

それもぜひご議論いただきたい。

【委員】

講座の受講者についても年々減少している。おそらくこれは松阪だけではない、その要因として事業、講座も多様化してネットも普及してきていることや若い方自体が少ないことがある。この傾向は松阪だけなのか伊勢市や津市の事例も含め、全体的に下がっている状況なのか外部環境も含めて参考に伺いたい。

【事務局】

伊勢市と津市は長期的な受講者の人数等の推移は聞いていないが、ただ生涯学習との兼ね合いであるとか、民間の講座との兼ね合いの関係もあり概ね同様の傾向であると聞いている。ただ、講座の運営費については市からの税金の投入額も松阪市と伊勢市、津市とは異なるところがあり、一応に比較できないところがある。松阪市が行ってきた講座の実績というのは広く皆様方に受講していただいたことは事実である。そういう中で伊勢市と津市に関しては徐々に講座をスリム化してきた。

【委員】

ワークセンター松阪と勤労青少年ホームのあり方で、平成27年に法律で勤労青少年ホームに関する規定が削除となるが、削除というのは要するに勤労青少年ホームは廃止でいいという意味なのか。削除の意味はどのようなものか。

【事務局】

昭和45年5月に勤労青少年福祉法が制定されて、勤労青少年ホームの設置の努力義務が課された。この努力義務を含めた勤労青少年ホームの記述が削除された。廃止という意味ではない。

【委員】

そういう状況のなかで勤労青少年ホームについては今様々な講座を行っている。実際年齢も実際の現状とは合わない。現状は年配の方も使っている。実際、桑名、四日市、鈴鹿が全部廃止をしていて他の用途に変えているが、勤労青少年に限定するのではなく、働いている若い方々。特に障がい者などを私たちは事業としてやっていると、障がい者の方々、私どもは重

度な知的障がい者の方が中心であり、なかなか働くっていうところまでは難しいが、同一法人のなかで経営している就労型の事業所であれば一般就労、いわゆる障がい者雇用を目指したいといった声もあり、働くという部分で、障がい者に特化するわけではないが、若い方々の雇用環境整備というのを題目としてあった方がよいと思う。この議論のなかで何が何でも全部廃止というわけでなく、子育て支援とか若い方の青少年雇用、そういう視点も個人的な思いがある。

#### 【委員】

講座の年齢の推移だが、受講された方は様々な講座が低料金で受けられて大変素晴らしいということで、早くから来ていただいた方が年齢を重ねている状況。新しく若い方達がというところで、勤労青少年というネーミング。勤労青少年って何ということ。時代の流れでインスタなどを使っているわりに、ワークセンター松阪は宣伝と言ったら広報のみ。サービスセンター独自の広報紙「ゆーとぴあ」もあるが若い方見ないし知らない。それこそ新聞もとってない方が多いくらいなので、本当に目にしないということで、PRの仕方、インスタやツイッターで情報を得ると聞いているので新しく早く導入しないと、私たちのまわりの20代は知らない。ワークセンター松阪も30年経つが、来てない人に聞くと「何?ハローワーク?」みたいな感じで言われるので、名前を変えたらとは言わないが、なにかちょっと違ったことがあれば、もう少し。この施設というかこのシステムは素晴らしい、受講される方は非常に良いと感じていると思う。

#### 【委員】

利用者代表として出席しているが、ケーブルテレビも見ない、広報松阪も見ない。テレビも見ない、なんとかするとユーチューブをずっと見ているのが20代の世代。もっと利用者を増やそうと思うのであれば今の流れに沿ったような、インスタでタグづけをしてワークセンター松阪でこんなことをしていますよとかいう情報を発信してもよいのでは。若い受講生も何でこの講座を知ったのといったら、友達が違うクラスでしていたので、ダンスがあるからちょっと見たらと言われたので申し込みしたということだったので、広報紙等では伝わっていない。いまはメールではなくてLINEをしているので、LINEでのアプリを使って頻繁に流した方がいいのではないか。

#### 【委員長】

学生と同じ。私たちがメールであるとか紙媒体というものを見ない。インスタであるとかフェイスブック。本当に媒体が変わってきている。利用されないのでなく、施設そのものや利用の仕方を知らない。そもそも利用者に届いていない。広報のあり方、PRのあり方を考えていかなければいけない。

#### 【事務局】

勤労青少年ホームにつきましては、昭和45年に努力義務として設定された背景が、いわゆ

る金の卵といいますか中学・高校を卒業しすぐに就職し、その方が働きながら文化教養を深めお互いの友人関係を構築するような時代背景の中から、この勤労青少年ホームということができてきたという経過がある。若者の背景といつか様々な価値観、あるいは就労に対する背景、それから学歴等も含めてずいぶん変わってきているということで、この点が県内の勤労青少年ホームのあり方にそれぞれ繋がっていると考えている。それと桑名、四日市、鈴鹿、津とすべて廃止、用途変更を子育て支援センター、市民交流センターとして再活用しているというのは、広い意味で行政としての課題がある。拡大した公共施設というものを集約していく必要がある。私どもの計画としては市内公共施設を40年後に4割削減していくというのが全体の目標としてある。今の公共施設は昭和の終わりから平成の初めにかけて、まさにこのワークセンター松阪ができた当初にかなりたくさん建てられている。道路、橋梁含めて。これらの施設の大規模改修や建て替えに伴う費用が市の財政を著しく圧迫し始めており、今後またさらに圧迫すると予想されており、そういう意味ではこの桑名、四日市、鈴鹿、津は公共施設を効率的に利用するという観点もあって再活用されているのだろうと思う。それと先ほどの講座に関しては指定管理制度を導入することによって、民間のノウハウでさらに良いものにしていく可能性も含んでいる、少し考えていただきたいのはやはり市からの補助が約1千万弱ここ30年間投入されている現実があること。これは皆さん方に喜ばれている一方で、伊勢市と津市の事例を比べるとこのまま継続することは財政的にも非常に厳しいものがある。これらも含めて今後どのようにすべきかぜひ皆様のご意見をいただきたい。

#### 【委員長】

約1千万円の補助をどうするか、そのあたりのところまで課題が出ましたが、管理の仕方をどうするかということにも反映していると思う。統合してスリム化すること。それくらいしなければ行政の機能というのは維持できなくなる。その中でこの施設をどうするかという視点で考える必要はある。

#### 【委員長】

ワークセンター松阪で大規模改修の必要性があるとあるが、耐震構造とか継続使用の問題等は大丈夫か。

#### 【事務局】

耐震については問題ない。長年使っていると屋根等の改修は必要だが耐震化にするといった改修は不要。

#### 【副委員長】

外部環境の大きな課題として脱酸素、カーボンニュートラル、効率を上げていくこととデジタル化は大きな流れの中にあるが、耐震の方は問題ないが、電気とか空調、様々なところで、松阪市としてもカーボンニュートラルという形で庁舎を含めて公共施設の対応を考えられて

いると思う。先ほどの若い利用者を集めるというのであれば Wi-Fi の設置など、施設としても対応が必要なのかなということで、そのあたりの考えを示していただきたい。

【事務局】

施設の空調設備だが灯油を燃料としている。改修するとなるとかなりの費用がかかってくる。災害対応については二次避難所といった位置づけがある。大きな災害があればここが避難所になる。この施設には外にマンホールトイレがあり、災害に対する対応というのは進んでいる施設。Wi-Fi の対応については今のところそのような計画はないが、この議論の中で意見をいただきたい。

【事務局】

先ほどのカーボンニュートラルの話だが松阪市でも当然取組んでいかなければならない。公共施設の改修とかで屋根に太陽光パネルを載せるとか、この施設についても改修時には検討していきたい。

【委員】

施設を建てる際は何かの補助金とかあると思う。特に4つの施設について。何か縛りはあるのか。

【事務局】

当初補助金は入っていますけど、もうその縛りはない。

【委員長】

配置体制について運用当初から、数字の増減とかはあったのか。人員配置の経過を教えてほしい。

【事務局】

一番多い時で14名。当然この立ち上げの時から市の職員も入っており、勤労者サービスセンターの組織は立ち上げ以降から徐々に充実をしてきているが、市も含め全体の人数は減っている。

【委員長】

今後指定管理になったら、人員面でのスリム化というのが行われると思うが、今の状況で運営としては余力があるのかどうか。

【事務局】

津市も伊勢市もいわゆる松阪市勤労者サービスセンターに準ずる同類の団体、伊勢市であれ

ば一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターが、津であれば一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンターが指定管理者として管理運営を行っている。松阪市勤労者サービスセンターは立ち上げからこの施設にいていただいているとともに貸館、自主事業をやっているというような状況であり、当然指定管理を導入するのであれば市の職員が引いてその分に見合う人件費等を含めたものが、指定管理料として支払われるということになると、仮に松阪市勤労者サービスセンターが担うとすれば管理運営を担う分だけの人員は充実すると思われる。

【委員長】

勤労青少年ホームについて他の市は無くしているのに松阪は残されたというのは、必要性を実感されたからあえて残された、機能を維持されたという形なのか。

【事務局】

勤労青少年ホームの講座が30年間様々な方に喜んで利用していただいている、ずっと続けてこられた。それも一つの続けてきた要因ではないかと思っている。ただこの施設が30年間ずっと変わらなかつたこともあって、この委員会の中で現状を含めてぜひ議論していただきたい。

【委員長】

本来の機能に立ち返ってワークセンター松阪の中で就労支援なんかに力を注いでほしいみたいな部分も答申としてはあるのか。名前からしたらこちらのセンターの意義としてはそういった部分も担っていただきたい。松阪としてはそういったことを中心としてやっていくことの意義をもう一度確認してほしいということか。

【事務局】

元々現状の規則でも雇用の取り組みも実は記載しているが、先ほどの指定管理を含めた民間の方の柔軟な発想で新たな事業の可能性を含めて、より多くの皆様方にご利用いただくとともに、若者に対してもどのようなサポートができるのかというところもご議論いただきたい。

【委員長】

講座については、就労支援であるとか若者の自立支援講座とかパソコン教室とかは現状であるか。働くためのスキルアップの講座。

【事務局】

ワークセンターで行う講座については就労につながっていくための、資格を取得する这样一个講座は今のところはない。

【委員長】

講師の先生方が申し出をするのか。こちらからこういう講座はどうですかと募集するという

ことはあるのか。講座の運営に対するサポートの流れがつくっていけると思うが。

**【事務局】**

主導的に講座を広げることは今までしてきていない。

**【副委員長】**

資料にある委託料というのがワークセンター松阪から勤労者サービスセンターに委託されている分ということか。

**【事務局】**

この委託料の中には警備であるとか、管理委託料とか、庭木の剪定なども含まれている。広い意味での委託料。指摘された事業であるワークセンター松阪事業及び青少年事業委託とフェスティバルの運営委託も入っている。

**【副委員長】**

この中にはこの施設に担当する職員の方の人事費は入っていないということか。

**【事務局】**

正規職員の人事費は入っていないが、会計年度任用職員の分は報酬という形で含まれている。

**【副委員長】**

賃借料というのは。

**【事務局】**

賃借料はA E Dと車のリースなどである。

**【副委員長】**

伊勢市、津市と利用者数が松阪市の方が多い。収入は津市が倍近くある。ベースの使用料がぜんぜん違うのか。

**【事務局】**

ベースの使用料はほぼ一緒。ご指摘のとおり営利に関係するところにある。

**【副委員長】**

津市は、講座の利用者が314人、松阪市の10分の1以下の割に収入が高いと改めて思ったが。

**【事務局】**

類似施設であるが津市における講座との関わりが、松阪市とは異なっているので、基本的に講座数が少なければその分の会場が空いたところは、貸館として使っていると、その分の収入も入るというような構図にはなっている。

**【委員長】**

当然県内の同様の施設はすでに指定管理を導入している。その中で松阪市は直営で管理運営をしている。この現状において指定管理の可能性というものを、この委員会としての考える必要があるが、直営のメリットあるいは指定管理のメリット。その部分はどのようにお考えか。

**【事務局】**

伊勢市、津市との成り立ちが松阪市と異なっている。津市、伊勢市とも施設の供用を開始する時点で指定管理制度を導入している。松阪市は勤労者サービスセンターと市の職員がうまく共存するような形で今まできたので、この点に関しては直営ですけどサービスセンターの助けがあって施設を適切に管理運営してきた。講座についても多くの方にご利用いただいている。今後指定管理については、全体の維持管理経費をもう少し効率的にできないものかというのが一つ。当然民間の創意工夫で収入を得るのであれば、それがそのまま指定管理の事業費にもなるので、指定管理者の主催事業としての事業を充実したものになるし、民間のノウハウをもう少し生かせることができるのかなということが根本的なメリット。

**【委員長】**

指定管理のデメリットは何かあるか。メリットを多く述べてもらっている。

**【事務局】**

直営というと市の考えていることが直接できる。指定管理をお願いすれば当然指定管理者の考え方もはいってくる。市がすぐにこうしたいといったときに、できにくいといったことは当然ある。協議をしながら詰めていくというのがデメリット。今回ワクチン接種会場を急きょ市民文化会館にした。施設は直営であり急きょお願いをしてすぐ使える、対応ができるという直営のメリット。

**【委員長】**

流れというのは指定管理。ただ個人的には指定管理というのは人件費ばかりに目が行ってしまって、安い労働力を入れるための手法ではないのかという気がする。安価だけを求めるのはどうかなど個人的には思う。民間の工夫というのは大事。講座の運営についても営利事業での参入かじ取りというのも、指定管理というのは創意工夫もできるので個人的には流れかと思う。これは委員の皆様の意見もあるが、管理のところで松阪市は今のところ直営である、伊勢市と津市は指定管理であるから、今後この施設、松阪はどうするかということを皆様にはお考えを

いただきたい。指定管理の導入となるか直営のままなのかというのがひとつのキーワードになる。

【委員】

津市はまず指定管理で三重中勢勤労者サービスセンター。先ほど言われたように収入もかなりあげている。講座は市の直営事業でやっている。なおかつ受講数によって9,000円くらい講座料をとる。これも収入をあげている理由かなと思うのですが、比較をするにおいてやっぱり松阪の場合、56講座2事業をやっている。老舗のれんである松阪と比較をしていくと、ちょっと津市は対象とは違うのかなと。良いとか悪いとかではなく事務局が言われている成り立ちが違うということ。津市の場合はおそらくセンターみたいなのがあって、また別に青少年ホームがあって壊した後にどうするかという中でやってきたと思うのだが、松阪の場合は平成3年に今回の資料の4施設を一体化したときに今の形態、最大14人みえたサービスセンターの職員と、市の職員と一緒に取り組んできた成果かなと資料をみると思っている。そこらへんから議論をするのはなかなか難しい課題をもらったと悩んでいる。市の例をみても、若干なにかしら違っているのかなと思う。

【委員長】

指定管理という部分が一つのキーワードかなと思っているが、市からの補助等は指定管理となったら、県内の同施設と同じように講座に関しては市からの補助は不要になるのか。

【事務局】

もともと津市は成り立ちとしては勤労青少年ホームが無くなったときに、この講座を市が引き継いだという経緯がある。ご指摘のとおり成り立ちが違うということで、津市と伊勢市は簡単に言うと、それぞれの講師料、材料費で講師の方のお金を払うという、ある程度の独自で回っているという現状です。市の補助がゼロになるというのは成り立ち上、これは難しいのではないかと。今まで30年間の実績をずっとあげていることもある。

【委員長】

皆様が出されたことをまとめるというか、意見を集約して、ワークセンター松阪の施設のあり方についてどうするか。運営管理について考えなければならない。運営方法を変えていくとすれば、よりよい利用方法はないか、利用者にとって最適なものはなにか考えていかなければならない。民間の工夫をいれていく、これは大事だと思う。納税者の方に対して効率的な運営の部分は当然あると思う。運営管理の方法、直営でやる部分と指定管理が一つのキーワードと言いましたけど、例えば職員の人事費低減だけが効果なのか、そのあたりの試算みたいなもの、モデルケースみたいなものをもちあわせているのか、次回に示しいただければ良いかなと思う。

**【事務局】**

委員さんから多くの意見をいただいたので、この意見を先ほどのポイントに整理してそれを踏まえて次回、その方向性も踏まえて事務局より提示させていただきたい、さらに議論を深めていただきたい。

**【委員長】**

最後に今日の議論につきましてお一人ずつ総括をお願いしたい。

**【委員】**

利用者代表として若い利用者の意見をお話しさせていただいたのが良かった。それを踏まえて次回に考えて頂ければと思う。

**【委員】**

なかなか大きな問題、課題がある。全体の施設マネジメントでの大きな流れというのも、見ながら、ここを廃止するかとか、勤労青少年ホームだけに限定するならば、子育て支援センターにする例があるとか、交流センターにする例とか勤労青少年ホームを一旦新しくリニューアルする。そこに指定管理が入ってくるとずいぶん考え方がかわってくるというふうに今心配をしております。市全体のマネジメントという話が出ましたけど、ここが全体市民交流センター化になると今ある講座がどうなるか心配かなという思いがある。

**【委員】**

一つの枠にとらわれず全体をとおして考えていく。時代背景にあわせて考えて、民間とうまく融合して、施設の方向性を考えていきたい。

**【副委員長】**

今日はたくさんの良い意見を聞かせていただき、大変勉強になった。今後施設、皆様が言われていることですけど、全体の施設の中でどう位置付けていくのか類似施設や同様の施設の関係性が大事。この施設に関してはやはり利用状況を上げていく、収入を増やしていくことが重要なことと思うので、最初のPRのところででたように、幅広い層に知っていただく裾野を広げていくのが大事であると思っている。

**【委員】**

聞かせていただいていて人口自体が減ってきてている状況もあるため、労働人口も減ってきていることを考えて、少ない中でどのようにしていくのが大事と思った。一新するというか、大きく変える部分と残していく部分と、しっかりと見極めて、長期的にここが利用しやすい施設になることを自分たちは考えた方がいいと思った。

**【委員】**

ハローワークの行政の中でも委託事業を実施している。その中でサポートステーションは県内に4ヶ所しかない。松阪の若者の方は、サポステを使うときに基本的に「三重のさと（津市）」に行かれることがあるので、今回は勤労青少年ホームの方で新しく職業的自立支援ということを、おそらくサポステでやっている事業でいうと、キャリアコンサルティングとか、就職準備に関して面接の基礎とか、そういうことが中心となってくるので、そういうことをうまく活かせるところもあると思う。なかなかハローワークの方にも、求職者のかたで35歳未満のかたが、全体の30%弱ぐらいで、若者は減ってきてる。ハローワークとしても若者を増やす取り組みをしており、その中でSNSとかインターネットサービスとかで求人検索はできるが、検索するだけではなく、ハローワークの紹介なしでできるようなこともしている。今の若者は休暇が多い所、残業がない所を望まれるので、そういう方たちをワークセンター松阪の方の講座の方に目を向けてもらうと良いと思う。あらためてハローワークとして協力したい。

**【委員】**

様々な意見を聞かせてもらった。就労の勉強する場を作ったらどうか、営利利用も良いなとか、若者向けもいいし、子育て支援もよいと思う。高齢者のコミュニティの場となつてもよいと思う。利用の仕方はたくさんあるが、市がこれをどういう方向に、継続するのか辞めたいのかというわからないままいる。今回は進めて言ってよいかわからないまま意見を述べた。様々なことができたらと思っています。

次回の委員会開催 令和4年1月17日（月）午後2時より